

## 私立高等学校通信制課程の設置認可等に関する審査基準

(趣旨等)

第1条 私立高等学校（以下「高等学校」という。）の通信制の課程に関し、次に掲げるものに係る認可については、学校教育法（昭和22年法律第26号）その他の法令（以下「法令」という。）に定めるもののほか、この審査基準の定めるところによるものとする。

- (1) 通信制の課程のみを置く高等学校（以下「独立校」という。）の設置
- (2) 既設の高等学校に対する通信制の課程の設置
- (3) 前2号に定める高等学校（以下「実施校」という。）の収容定員の変更
- (4) 実施校の設置者の変更
- (5) 通信制の課程に係る学則の変更（学校教育法施行規則（以下「施行規則」という。）第15条の2の各号に掲げる軽微な変更を除く。）

2 施行規則第15条の2第3号の規定における知事が認める軽微な変更は次のとおりとする。

- (1) 法令改正による学則中の法令等の名称の変更
- (2) 学則中の施設名、学納金名等の名称の変更
- (3) 誤記の訂正

3 施行規則第15条の2の各号に掲げる軽微な変更については、知事に届け出るものとする。

4 第1項第1号又は第2号の設置若しくは第3号の変更（以下「設置等」という。）をしようとする場合は、次の事項について記載した資料を第20条第1項に定める計画書に添付しなければならない。

- (1) 社会情勢の変化に伴う新たな需要や取り巻く諸課題に関して、設置等することにより、宮城県内の生徒に対し、どのような教育を施していくのが明確であること。
- (2) 長期的かつ安定的に生徒の確保を図ることができる見通しであること。

5 設置等をしようとする場合は、第20条第1項に定める計画書に、建築基準法、消防法等の他法令において、抵触するものがないか確認した結果を記載した資料を添付しなければならない。

(名称)

第2条 実施校の名称は、高等学校の目的にふさわしいものであり、かつ、他の高等学校と同一又は紛らわしくないものとする。

2 学科の名称は、全日制又は定時制の課程と混同されるおそれがあるなど、教育内容について誤解を与えないものとする。

(設置者)

第3条 高等学校の設置者は、学校法人とする。

(位置)

第4条 実施校の位置は、生徒の教育上適切な環境に定めなければならない。

(通信教育の区域)

第5条 実施校の通信教育を行う区域（以下「実施区域」という。）は、実施区域全体にわたる生徒の就学状況、生徒の募集見込等から必要性が認められるものでなければならない。

2 通信教育を行う区域に他の都道府県を加える場合は、当該区域に属する都道府県内における生徒の募集見込等を踏まえた当該都道府県の意向を考慮すること。

(通信教育連携協力施設)

第6条 実施校の設置者が通信教育連携協力施設を設ける場合には、次に掲げる各号の要件を満たすものとする。

- (1) 学則において面接指導等実施施設と学習等支援施設を区別し、それぞれの施設の名称、位置、定員など必要な事項を記載すること。
- (2) 面接指導等実施施設は、実施校の分校又は協力校（実施校の行う通信教育について協力する高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）以下同じ。）であることを基本とすること。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、大学、専修学校、指定技能教育施設（学校教育法第55条の規定による指定を受けた技能教育のための施設をいう。）その他の学校又は施設とすることができる。
- (3) 通信教育連携協力施設は、周辺に教育にふさわしくない施設が立地していないなど、教育を行う上で適切な環境であること。
- (4) 面接指導等実施施設の施設及び設備、指導体制等は、当該面接指導等実施施設と実施校との連携協力の内容等に応じて、実施校と同等の水準又は面接指導や試験等を適切に実施することができるものであること。
- (5) 学習等支援施設の施設及び設備は、教育上及び安全上支障がないものであること。
- (6) 実施校の設置者は、通信教育連携協力施設を設ける場合には、前3号の基準を満たすことを確認し、その結果を文書により示すこと。また、当該通信教育連携協力施設を他の都道府県に設ける場合には、当該都道府県の知事が定める高等学校通信制課程の設置認可基準（当該基準が定められていないとき又は公表されていないときを除く。）を参酌して確認を行うものとし、その結果もあわせて文書により示すこと。
- (7) 面接指導等実施施設において、理科、音楽、美術、家庭、情報、体育等の観察、実験、実習、実技等を行う必要のある教科・科目等の面接指導を行う場合においては、それに必要な施設及び設備や運動場等を確保すること。
- (8) 面接指導等実施施設の施設や設備が負担付又は借用である場合は、実施校の設置者が安定的に使用できる契約等が締結されていること。
- (9) 通信教育連携協力施設の名称は、当該通信教育連携協力施設が高等学校であるとの誤解を招くような名称その他不適切な名称でないこと。

- (10) 実施校の設置者は、通信教育連携協力施設を設ける場合には、その連携協力内容について、当該施設の設置者とあらかじめ文書による取り決めを行い、必要に応じて適切な指導・支援を行う努めること。ただし、実施校と当該施設の設置者が同一である場合には、この限りでない。
- (11) 実施校の設置者は、通信教育連携協力施設において生徒募集等が行われる場合には、募集要項やパンフレット等において、実施校が行う高等学校通信教育と通信教育連携協力施設が独自に行う活動の別や、それに係る費用の区別について、生徒・保護者に適切かつ明確な説明が行われるよう指導すること。

(通信制の課程の規模)

第7条 実施校における通信制の課程に係る収容定員は、教員及び職員の数その他教職員組織、施設、設備等を踏まえ、適切に定めるものとする。

2 通信教育連携協力施設を設置する場合、通信教育連携協力施設ごとに定員を設定するものとし、通信教育連携協力施設の定員は、実施校の収容定員の範囲内でなければならない。

3 実施校の設置者は、実施校の収容定員及び通信教育連携協力施設の定員が適切であることを、根拠資料を用いて示すこと。

(教育の質の保証)

第8条 実施校は、教育の質の保証のため、少人数とすることを基本とし、同時に面接指導を受ける生徒数を40人以下としなければならない。

(校長)

第9条 独立校には常勤の校長を置くものとする。ただし、同一の学校法人の他の学校と併任する場合であって、各学校の教育上支障のないときは、この限りでない。

(教職員)

第10条 実施校における通信制の課程に係る副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭の数は、5又は当該課程に在籍する生徒数（新たに設置する通信制の課程にあっては、当該課程に在籍する生徒の見込数）を80で除して得た数のうちいずれか大きい方の数以上とし、かつ、教育上支障がないものとする。

2 前項の教諭は、特別の事情があり、かつ教育上支障がない場合は、助教諭又は講師をもってこれに代えることができる。

3 実施校に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができる。

4 実施校において編成する教育課程の実施に当たり必要な各教科の免許を持つ教員の配置がなされていること。

5 実施校には、生徒数に応じ、通信制の課程に係る相当数の事務職員を置かなければならない。

6 その他教職員の配置については、生徒の実態等を踏まえ、各教科・科目等の指導のほ

か、生徒指導、進路指導等の学校運営全般にわたり教育上支障がないこと。

7 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第23条第1項及び第2項に基づき、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を置くこと。

（施設）

第11条 実施校及び協力校の校舎等の施設、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。

第12条 独立校の校舎の面積は、1,200平方メートル以上とする。ただし、独立校において次条第3項の規定により他の学校等の施設を兼用する場合若しくは地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

第13条 実施校の校舎には、少なくとも次に掲げる施設を備えなければならない。

- （1）学級数に相当する普通教室
- （2）特別教室等
- （3）図書室、保健室
- （4）職員室

2 校舎には、前項に掲げる施設のほか、必要に応じて、専門教育を施すための施設を備えなければならない。

3 特別教室には、実施校の教育課程に規定される教科・科目等の面接指導に必要な実験・実習等のための設備を備えるものとする。

4 第1項第1号から第3号までに掲げる施設は、全日制の課程又は定時制の課程を併置する実施校（以下「併置校」という。）にあつては当該各号に掲げる施設に相当する全日制の課程又は定時制の課程で行う教育の用に供する施設と、独立校にあつては当該独立校の同一敷地内又は隣接地に所在する他の高等学校の教育の用に供する当該各号に掲げる施設に相当する施設と兼用することができる。

5 前項の規定により兼用する場合においては、併置校にあつては通信制の課程と他の課程とがそれぞれ学習指導要領等に基づく教育課程の実施上支障がないこと、独立校にあつては当該独立校と他の高等学校とが同一の学校法人の設置するものであり、かつ、それぞれ学習指導要領等に基づく教育課程の実施上支障がないことを要する。

第14条 実施校は、生徒の教育上必要な運動場を確保するように努めなければならない。

2 前条第3項及び第4項の規定は、前項の運動場に準用する。

（設備）

第15条 実施校には、学科の種類、生徒数に応じ、指導上、保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の校具及び教具を備えなければならない。

2 前項の校具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。

第16条 実施校の施設及び設備は、負担付き又は借用のものであつてはならない。ただし、校地及び校舎については次のいずれかに該当する場合で、かつ、教育上支障のない

ときは、この限りでない。

- (1) 国又は地方公共団体から借用する場合
  - (2) 国又は地方公共団体以外の者から借用する場合にあつては、20年以上の長期にわたり安定して使用できる保証がある場合
- 2 校地には、公益上必要な場合等特別な場合を除き、教育目的以外のために使用される施設及び設備を設けてはならない。

(他の学校等の施設及び設備の使用)

第17条 実施校は、生徒の通学可能区域に本校がなく、かつ、第6条に定める協力校を設けることができない等真にやむを得ない事由があるときに限り、教育上及び安全上支障がないことが認められる場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。

- 2 前項の他の学校等は、原則として学校教育法に定める学校若しくはこれに類する施設に限る。

(教育課程)

第18条 高等学校の教育課程は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第83条から第88条の2まで及び高等学校学習指導要領（平成30年3月30日文科科学省告示第68号）の基準により、適切に実施すること。

- 2 実施校の設置者は、特に以下を満たす体制を整えること。

- (1) 添削指導、面接指導及び試験並びにその評価は、各教科の教員免許状を取得している実施校の教員が行うこと。
- (2) 各教科・科目及び総合的な探究の時間、特別活動は、高等学校学習指導要領において定める添削指導の回数や面接指導の単位時間数の標準を踏まえた、十分な指導回数を確保すること。
- (3) 添削指導に用いる課題については、知識・技能のみならず、思考力・判断力・表現力等を育む観点から、文章で解答する記述式を一定量取り入れること。
- (4) 面接指導については、生徒を実施校又は面接指導実施施設のいずれかに登校させて行うこと。
- (5) 通信教育を行うに当たっては、試験並びに多様なメディアを利用して行う学習及び当該学習による報告課題の作成等によりその成果が満足できると認められる場合の面接指導等時間数の免除の運用等も含め、高等学校教育として必要とされる学習の量と質を確保して行うこと。

(設置又は収容定員の増加に係る認可)

第19条 実施校の設置認可については、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 設置経費の財源として、既設校（学校教育法第1条に定める大学及び高等専門学校を含む。以下同じ。）の園児・児童・生徒の納付金から繰り入れる場合には、既設校

の維持経営に支障を来たさない範囲内とすること。

(2) 既設校のための負債について、次に掲げるもののほか、償還が適正に行われており、かつ、適正な償還計画が確立されていること。

ア 法人の施設又は設備の整備に伴う負債は、特別の事情があり、償還計画が適切かつ確実なものと認められるものに限り、資産総額の3分の1以内において認めるものとする。

イ アの負債は、日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）、銀行、信用金庫又は知事が認める金融機関からの借入金によるものでなければならない。

(3) 次の各事項について、既設校の管理運営の適正を期し難いと認められる事実がないこと。

ア 法令の規定、法令の規定による処分及び寄附行為に基づく登記、届出、報告等が適切になされていること

イ 役員若しくは教職員の間又はこれらの者間における訴訟その他の紛争がないこと

ウ 事業団からの借入金の償還（利息、延滞金の支払いを含む。）及び掛金並びに公租・公課の納付が適切になされていること

2 高等学校通信制課程の収容定員変更の認可等については、以下の各号のいずれにも該当しなければならない。

(1) 高等学校通信制課程の生徒数が、認可定員を超過していないこと。ただし、教育上支障を来さないと認められる場合はこの限りでない。

(2) 開校年度から完成年度（開校年度に第1学年に入学した生徒が通常卒業すべき学年に達した年度をいう。）までの間又は定員増が適用される年度に入学した生徒が通常卒業すべき学年に達した年度までの間において、高等学校通信制課程の在籍生徒等の総数が40人を下回っていないこと。

（設置認可申請書等の提出期限）

第20条 実施校の設置をしようとする者は、実施校開設予定年度の前々年度の9月30日までに、収容定員の増をしようとする者及び通信制の課程の設置をしようとする者は、収容定員変更予定年度又は通信制課程設置予定年度の前々年度の3月31日までに、別に定める計画書一式を知事に提出するものとする。

2 申請書の提出は、前項の計画書の下承に基づき、計画の達成が確実となった時期に、関係書類を添えて、速やかに行うものとする。

（広報活動）

第21条 設置認可申請前の広報活動は、次の各号のいずれにも該当する場合に行うことができるものとする。

(1) 申請者の責任において実施すること。

- (2) 関係書類やホームページの画面に「設置構想中」又は「設置計画中」と明確に記載すること。
- (3) 学校名、学科の名称、教育内容、募集人員、募集開始時期、入学者選抜方法等について掲載する場合は「予定である」ことを明確に記載すること。
- (4) 広報活動の内容は、事実に即した正確なものであることはもとより、計画書又は申請書類等との整合性が保たれていること。
- (5) 設置が確実であると誤解されるような断定的な表現は用いないこと。

(生徒募集)

第22条 設置認可申請前の生徒募集は、原則として禁止する。ただし、次の各号のいずれにも該当する場合は、この限りでない。

- (1) 私立学校審議会の専門部会において了承されていること。
- (2) 第20条第2項に規定する申請書を提出していること。
- (3) 開設予定年度の開校が確実と認められること。
- (4) 関係書類及びホームページの画面に「開校予定」又は「設置認可申請中」等と明確に記載すること。
- (5) 募集人員は、学則上の入学定員を明示すること。
- (6) 入学案内又は募集広告等について、入学志願者に誤解を与えるような表現は用いないこと。

(情報公開等)

第23条 実施校は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって高等学校通信教育規程第14条第1項に規定する情報の公表を行うものとする。

- 2 前項の公表に当たっては、実施校及び通信教育連携協力施設における教育の方法・内容、授業料・入学料等の費用その他の情報について、生徒・保護者に誤解を招くおそれのないように適切に表示しなければならない。
- 3 実施校は、全日制又は定時制の高等学校と同様に、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条に規定する学校いじめ防止基本方針、消防法（昭和23年法律第186号）第8条第1項に規定する消防計画、学校保健安全法第5条に規定する学校保健計画、同法第27条に規定する学校安全計画、同法第29条第1項に規定する危険等発生時対処要領、高等学校通信教育規程第4条の3に規定する通信教育実施計画など、法令上作成することが義務付けられている計画について作成するものとする。

附 則

この基準は、平成9年1月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第17条第1項の規定は、平成30年度に実施校を開設しようとする計画書の提出から適用し、平成29年度以前に実施校を開設しようとする計画書の提出については、なお従前の例による。

附 則

この基準は、平成29年3月10日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年2月18日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この基準の施行前に提出された申請書及び計画書については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は令和6年4月1日から施行する。